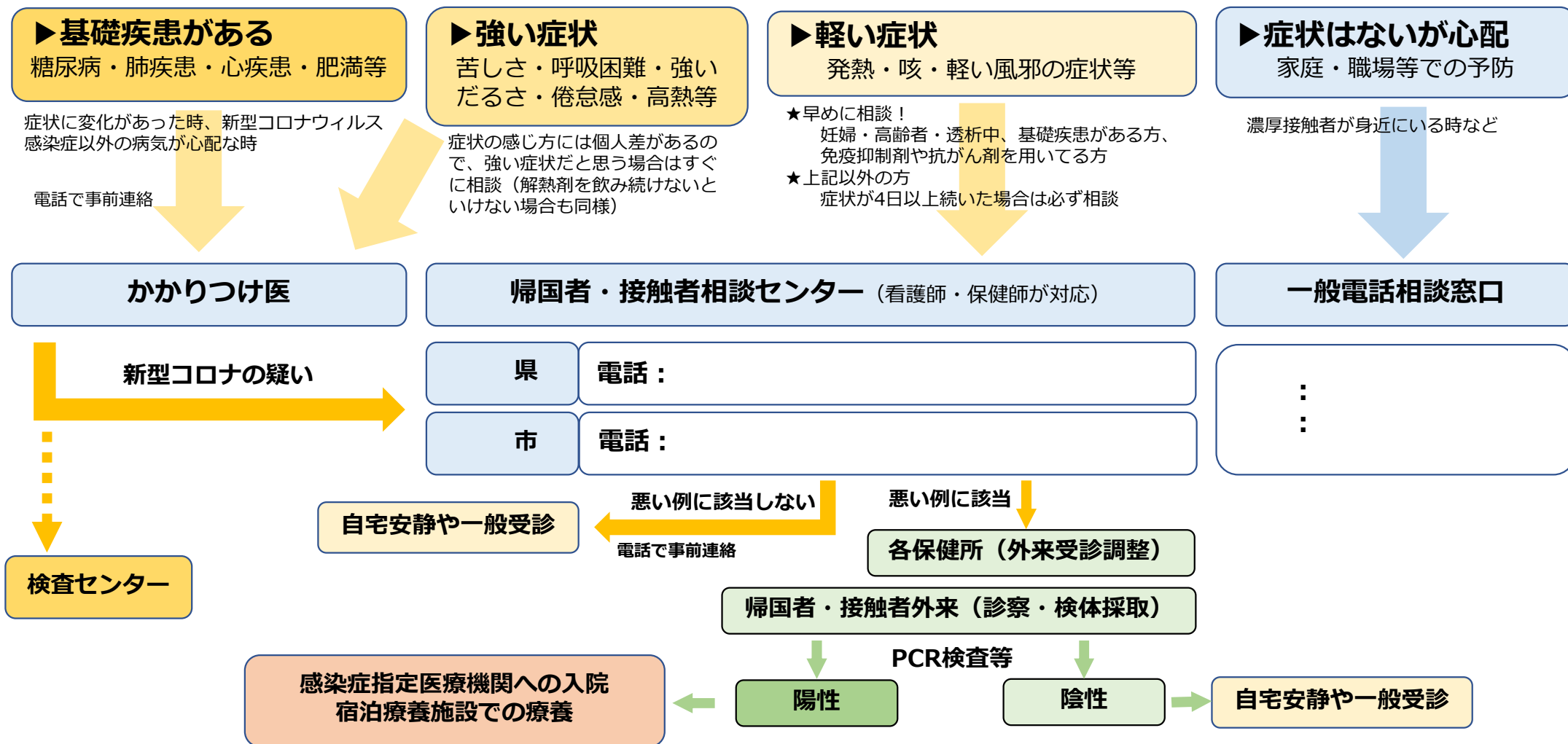
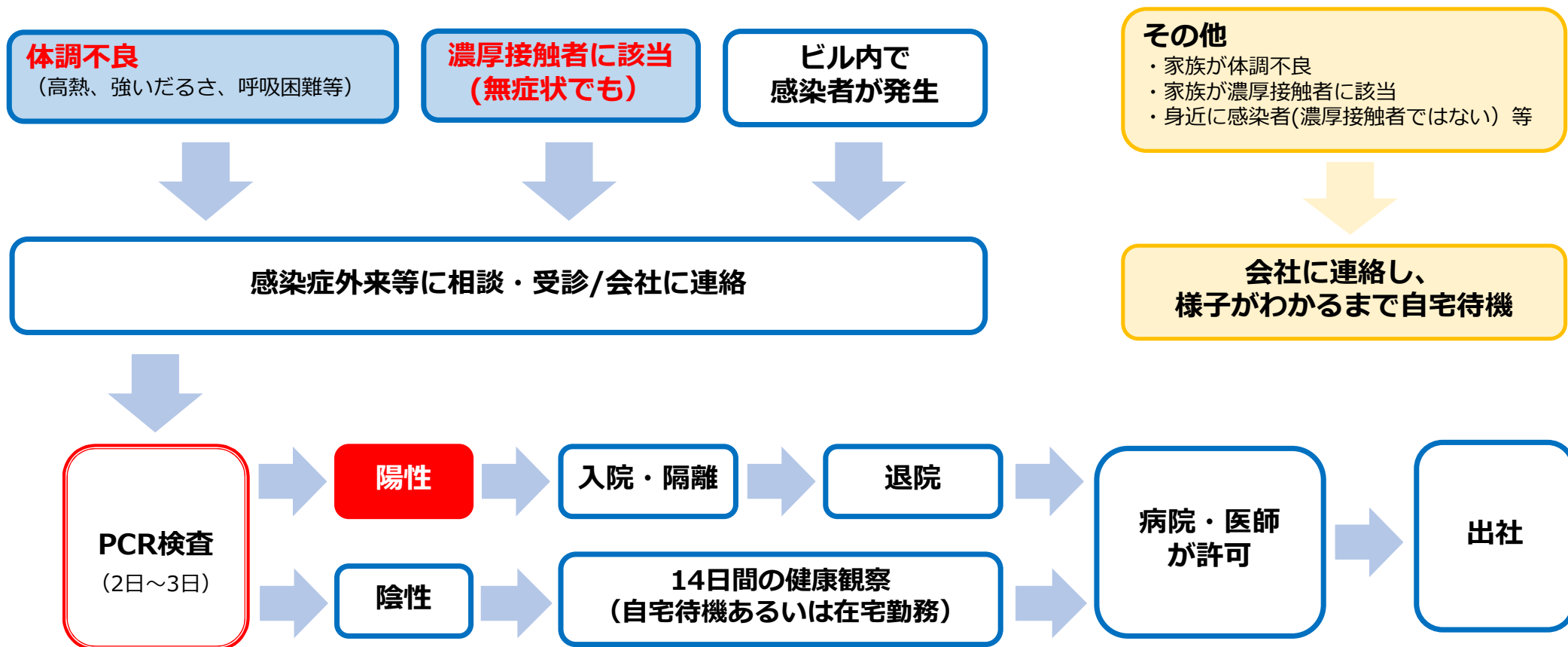


# 新型コロナウイルス感染症にかかる相談・受診体制



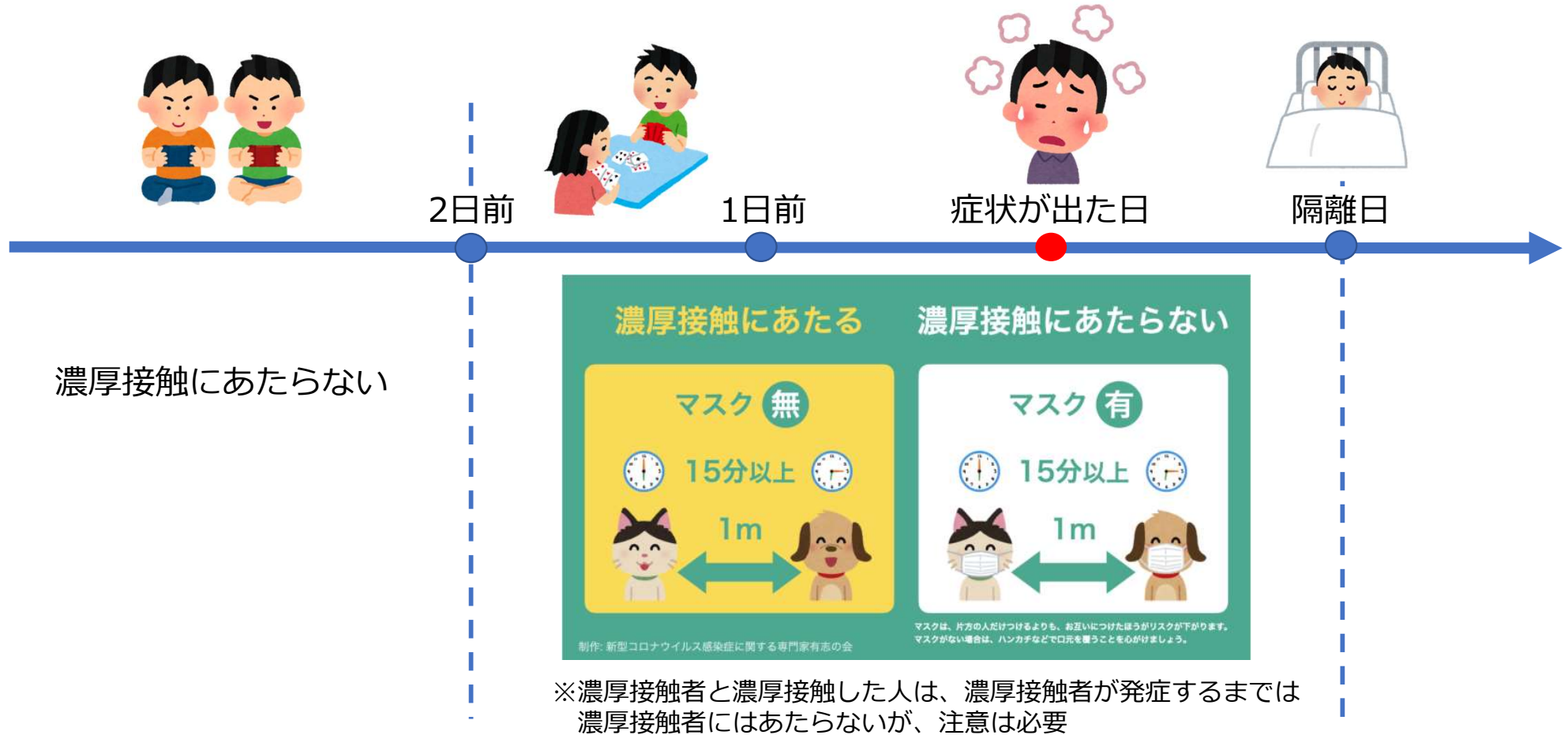
# 新型コロナウイルス感染対応フロー



※健康観察期間中は事業所を管轄する保健所と、濃厚接触者となった社員の自宅住所を管轄する保健所が、連携して健康の確認を行う

# 濃厚接触者の定義 (2020.04.20改定)

濃厚接触者になったら、PCR検査で感染の有無を調べ、結果が陰性でも、保健所から14日間の健康観察と自宅待機を求められます。



# 濃厚接触者（陰性） になったら

濃厚接触者は  
14日間の在宅勤務や自宅待機を原則とし、  
右記のことに留意する



濃厚接触者は感染者ではありません。しかし、“感染するリスクが高い”ことを認識し、14日間は、周囲に新たな感染者を作らないように「気を付ける期間」と考えて行動しましょう。

- ・咳エチケット及び手洗いを徹底する
- ・毎日2回（朝/夕）の健康観察を行う
- ・不要不急の外出を控える
- ・できるだけ公共交通機関の利用を避ける
- ・マスク着用及び手指衛生などの感染予防策の徹底を行う

※発熱や呼吸器症状、倦怠感等が現れた場合には、  
医療機関受診前に保健所へ連絡すること

## 感染が疑われる人や濃厚接触者と同居している場合

- マスク着用及び手指衛生の徹底
- 部屋を分け、食事や寝る時も別室とする
- 濃厚接触者はできるだけ部屋から出ない
- 換気をこまめに定期的に行う
- 手で触れる共有部分を消毒する
- お世話はできるだけ限られた人で行う
- 汚れたリネン、衣服を洗濯する
- ゴミは密閉して廃棄する

※ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

